

条例一部改正

◎地域主権改革一括法

これまで国で定めていた法律を地域の自主性及び自立性を高めるために整備し直した関係条例（以下、前頁議案番号順に）

① 児童福祉法の改正で放課後児童クラブの設備と運営を町の基準に

②・③ 介護保険法の改正により記録の保存期間を町の基準に
例 2年→5年

④ 道路法改正により、道路構造、標識の寸法を一部町の基準に

⑥ 都市公園法の改正により公園施設の設置を町の基準に

例 市街地の住民1人当たりの公園面積の努力目標を
5㎡ ↓ 3.8㎡

⑨ 公営住宅法の改正により収入基準を町の基準に

例 入居の際の収入上限を下げ、一般で
月額15万8千円
←
11万4千円

⑪ 下水道法の改正により公共下水道の構造、終末処理場の維持管理を町の基準に

◎地域主権改革一括法関連以外の条例改正など

⑭ 引き続き町長、副町長、教育長の給料月額を減額
平成26年3月31日まで10%減

⑮ 新型インフルエンザなどの発生時に住民の生活や経済への影響を最小限にするため対策本部を置き、その組織の規定について制定

⑮に関連して災害派

遣手当の範囲を拡充するために必要な改正

⑲・⑳ 学校職員の分限、懲戒に関して法律との整合性を保つため条例を廃止

⑳ 20年以上奨学金の利子もなくこの制度の必要性がなくなったため町の奨学資金制度を廃止

（但し、滞納金の返還についてはその効力を残す）

㉒ 道路使用の多様化に対応するため太陽光発電設備や風力発電設備なども占有許可の対象とする内容の改正

★㉔ 当初予算について
討論
町道整備事業の
内容から

（仮称）町道西古泉筒井線のルート変更に伴う測量設計委託料を計上すると旧計画案の策定費2,140万円が無駄になる。

税金を有効に生かし計画は最小限の変更に止めるべきだと考える。

賛

新年度予算は、限られた財政の中で新たな行政課題や社会情勢の変化に対応するために適切に配分されていると考える。

結果的には、賛成多数で可決採択された。



これからは、下水道も町の基準で維持管理

㉔ 以外の条例改正など及び提出議案はすべて全員一致で採択

人事案件

③⑤ 人権擁護委員の推薦
・提案理由
任期満了に伴う後任委員の推薦

北黒田 武智 温子氏
全員一致で同意



介護保険サービスにも町基準の一部適用に



◀ 公園施設もより身近な町の基準で